

平成30年6月1日
近畿中部防衛局

経ヶ岬飛行制限区域におけるドクターヘリによる救急搬送の遅延について

【事案の概要】

- 1 本年5月15日、ドクターヘリによる救急搬送のため宮津与謝消防組合消防本部（以下「消防本部」という）が米軍経ヶ岬通信所（以下「米軍」という）に対し、経ヶ岬飛行制限区域飛行のための停波要請を行ったところ、消防本部と米軍との間の意思疎通が円滑に行われませんでした。
- 2 ドクターヘリは、当初予定の場外離着陸場を変更し、近隣の航空自衛隊基地に着陸しました。そのため傷病者との接触が遅延したことを関係機関からの連絡を受け確認しましたので、次のとおりお知らせします。なお、傷病者の症状に幸い別状はありませんでした。
- 3 当局としては、日ごろから停波要請手続が迅速かつ確実に行われるよう米軍と関係機関との間で定期的な訓練を実施してきたところですが、このような事態が発生したことにつきまして、傷病者の方を始め関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことは遺憾です。

【発生日時】

平成30年5月15日（火）9時頃

【発生場所】

経ヶ岬飛行制限区域（京都府京丹後市）

【今後の再発防止策】

今回の事案について、米軍と関係機関との会議を開催し検証するとともに、停波要請手続きの迅速かつ確実な実施がなされるよう再発防止の徹底を図ります。

（お問い合わせ先）

担 当：近畿中部防衛局報道官

電 話： 06-6945-4972

F A X： 06-6945-7681